

## 議員提出議案第 3 号

### 枚方市議会会議規則の一部改正について

次のとおり枚方市議会会議規則の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)3月5日提出

提出者	枚方市議会議員	鍛冶谷	知 宏
		丹 生	真 人
		田 口	敬 規
		広 瀬	ひとみ
		野 村	生 代
		小 池	晶 子
		岡 市	栄次郎
		田 中	優 子

#### 〈提案理由〉

一般質問にオンラインを導入するに際し必要な事項を定めるため。

## 枚方市議会規則第 号

### 枚方市議会会議規則の一部を改正する規則

枚方市議会会議規則（昭和42年枚方市規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第63条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は、効力を失う。ただし、議員が第2条の規定により議長に届け出て、欠席する場合においては、議員が、議長の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、第1項の質問を行うことができる。
- 4 議長は、前項ただし書の許可をするときは、当該許可を求める議員の意見を聴いて、オンラインにより質問をするに当たって必要な装置が設置された場所であつて、議長が相当と認める場所を指定するものとする。

第65条中「質問については、第57条及び第61条の規定を」を「第57条及び第61条の規定は、前2条の規定により行う質問の回数及び質問の終結について」に改める。

第88条の2中「同条第1項に規定するオンライン（以下「オンライン」という。）」を「オンライン」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出議案第3号参考資料

枚方市議会会議規則の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>(一般質問) 第63条 [略] 2 [略] 3 <u>質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は、効力を失う。ただし、議員が第2条の規定により議長に届け出て、欠席する場合においては、議員が、議長の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、第1項の質問を行うことができる。</u> 4 <u>議長は、前項ただし書の許可をするときは、当該許可を求める議員の意見を聴いて、オンラインにより質問をするに当たつて必要な装置が設置された場所であつて、議長が相当と認める場所を指定するものとする。</u></p> <p>(準用規定) 第65条 <u>第57条及び第61条の規定は、前2条の規定により行う質問の回数及び質問の終結について準用する。</u></p> <p>(オンラインを活用した会議の出席) 第88条の2 枚方市議会委員会条例（昭和34年枚方市条例第12号）第15条の2第2項の規定による委員長の許可を得て、<u>オンラインを活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の会議に出席した委員（以下「オンライン出席委員」という。）</u>は前条第1項、第90条、第93条、第101条第1項、第112条第2項、第124条第2項及び第130条の出席委員とする。</p>	<p>(一般質問) 第63条 [略] 2 [略]</p> <p>(準用規定) 第65条 <u>質問については、第57条及び第61条の規定を準用する。</u></p> <p>(オンラインを活用した会議の出席) 第88条の2 枚方市議会委員会条例（昭和34年枚方市条例第12号）第15条の2第2項の規定による委員長の許可を得て、<u>同条第1項に規定するオンライン（以下「オンライン」という。）</u>を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の会議に出席した委員（以下「オンライン出席委員」という。）は前条第1項、第90条、第93条、第101条第1項、第112条第2項、第124条第2項及び第130条の出席委員とする。</p>